

法的分離を講じるにあたって検討すべき事項

法的分離を講じる上で、以下の6点について検討を進める必要がある。

1. グループ経営や資金融通に支障を来さない制度設計とすること
2. 需要家、新規参入者に対しても、わかり易い形で導管部門の透明性を確保して、説明責任を果たせるような内容とすること
3. 行為規制は必要最小限な内容とし、分離コストを低減すること
4. ガス導管のオペレーションについて、従来の考え方を前提とせず、例えば同時同量方式がそもそも妥当か抜本的に見直すなどイノベーションを促進すること
5. 法的分離の影響について天然ガスに関わる部局と議論し、全体で整合性のある制度とすること
6. 法的分離を行う際に多様な会社の形(純粹持株会社など)が生じても、親会社などを適切に監督できるよう、行政の新たな監督のあり方を検討すること、また、保安などの自主規制について、ルールの明確化など実施を確保するための枠組みを整備すること